

第十二号の二様式（第二十六条関係）（平9運令45・全改、平12運令3・平14国交令79・平18国交令30・平18国交令102・一部改正）

番号 第 号
Certificate No.

ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書
INTERNATIONAL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE FOR
THE CARRIAGE OF NOXIOUS LIQUID SUBSTANCES IN BULK

日本国
JAPAN



1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, as amended (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 1 この船舶が、条約附属書Ⅱ第8規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 8 of Annex II of the Convention.

- 2 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅱの関係要件に適合していること。

That the survey shows that the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex II of the Convention.

- 3 この船舶が、条約附属書Ⅱ第14規則の規定により要求される方法及び設備の基準に従い、手引書を備えること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装備がすべての点において適合していること。

That the ship has been provided with a Procedures and Arrangements Manual as required by regulation 14 of Annex II of the Convention, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

- 4 この船舶は、次の有害液体物質をばら積みで運送していることにおいて条約附属書Ⅱに適している。ただし、条約附属書Ⅱのすべての関連操作規定が満足されることを条件とする。

That the ship complies with the requirements of Annex II to MARPOL 73/78 for the carriage in bulk of the following noxious liquid substances, provided that the all relevant operational provisions of Annex II of the Convention are observed.

有害液体物質 Noxious liquid substances	運送の状態（タンク 番号等） Conditions of carriage (tank numbers et- c.)	汚染分類 Pollution Category
署名及び日付のある別紙に続く。 Continued on additional signed and dated sheets		

この証書は、条約附属書Ⅱ第8規則の規定による検査が行われていることを条件として、_____まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys
in accordance with regulation 8 of Annex II of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based :

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

条約附属書Ⅱ第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation 8 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention :

年次検査

Annual survey:

場 所

Place

日 付

Date

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査／中間検査

場所

Annual／Intermediate survey:

Place.....

日付

Date.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査／中間検査

場所

Annual／Intermediate survey:

Place.....

日付

Date.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査

場所

Annual survey:

Place.....

日付

Date.....

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長
(船 級 協 会 署 名)

条約附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with regulation 10.8.3

条約の附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同条約の関連規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 10.8.3 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention.

場 所

Place _____

日 付

Date _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長
(船 級 協 会 署 名)

条約附属書Ⅱ第10規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について
発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where regulation 10.3 applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約附属書Ⅱ第10規則3の規定に従って_____

まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.3 of Annex II of the Convention, be accepted as valid until _____

場 所
Place _____
日 付
Date _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

更新検査が完了し、条約附属書Ⅱ第10規則4の規定を適用する場合における裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 10.4
applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書Ⅱ第10規則4の規定に従つて_____まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.4 of Annex II of the Convention, be accepted as valid until _____

場 所
Place _____
日 付
Date _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附属書Ⅱ第10規則 5 又は 6 の規定を適用する場合における検査港に到着する
までの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of sur-
vey or for a period of grace where regulation 10.5 or 10.6 applies

この証書は、条約附属書Ⅱ第10規則 5 又は 6 の規定に従って.....
まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation 10.5 or 10.6 of Annex II of
the Convention, be accepted as valid until

場 所
Place.....

日 付
Date.....

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書Ⅱ第10規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる
ための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 10.8
applies

条約附属書Ⅱ第10規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....
とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex II of the Convention, the new anni-
versary date is

場 所

Place.....

日 付

Date.....

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書Ⅱ第10規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex II of the Convention, the new anniversary date is

場 所

Place.....

日 付

Date.....

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長